

# ヨシャファトの生涯とその業績

赤井伸之

第1章 はじめに

第2章 ヨシャファトの対外政策

第1節 対イスラエル外交政策

第1款 軍備増強方針

第2款 平和主義への転換

第一 アハブとの同盟

第二 ヨラムとの同盟

第2節 イスラエル以外の周辺諸族との戦闘

第3節 ヨシャファトの艦隊とその壊滅

第3章 ヨシャファトの国内政策

第1節 宗教政策

第2節 民の教化政策

第3節 司法改革

第1款 はじめに

第2款 岩の町の裁判所

第3款 エルサレム上級裁判所

第4章 おわりに

第1章 はじめに

サウルに始まり、ダビデ、ソロモン<sup>(1)</sup>と続いた古代イスラエル統一王国は、ソロモンの死後、北王国イスラエルと南王国ユダとに分裂した。分裂の原因については、ソロモン自身の治世の中に見出される。すなわち、ソロモンはヤーウェの神殿を建て<sup>(2)</sup>、華やかな宮殿の生活を営み<sup>(3)</sup>、強力な軍隊を持ち<sup>(4)</sup>、

諸外国との大規模な交易を促進する<sup>(5)</sup>など、彼の業績には確かに見るべきものが存在した。しかしながら、これらの国家的大事業は、国民並びに周辺属国に対する重税<sup>(6)</sup>と強制労働<sup>(7)</sup>に立脚していた。それのみならず、ソロモン自身が諸外国の女性を多数妻としていたことは<sup>(8)</sup>、必然的にソロモンの心を迷わせ、結果的に偶像礼拝をイスラエルに導入するという事態を引き起こした<sup>(9)</sup>。

このようなソロモンの治世に反旗を翻し、その支配を脱却しようとする動きがあったことは、聖書の記事からも窺える<sup>(10)</sup>。とりわけヤロブアムは、ソロモンによって労役の監督に任命されていた人物であったが、王に対して謀反を企てたかどにより、ソロモンの追及を逃れてエジプトに亡命した。

やがてソロモンが死ぬと、その息子レハブアムが王位に就いた<sup>(11)</sup>。この王位の継承については、南の少数の部族<sup>(12)</sup>の間ではすんなりと承認されたようであるが、北の多くの部族<sup>(13)</sup>の間では不穏な動きが見られた。そこでレハブアムは、北の諸部族の賛同と確認を得ることを目的として、部族の代表者たちを北の要地シケムに召集し、事態の打開を図った。しかしこのシケムの集会において、ソロモン時代の重税と強制労働を大幅に軽減することがレハブアムに要求として出された。

レハブアムは、この要求に対して即答することを留保し、検討する時間を求めた。そこで彼は「長老たち」と「若者たち」という二つの集団と個別に協議し、結局柔軟な政策を進言する長老たちの意見を退け、強硬な政策を採るべきだとする若い側近たちの意見を容れた。それを北の諸部族の代表たちに伝えたところ、北の諸部族は離脱を宣言し、分裂王国イスラエルを建国した。そして、亡命していたヤロブアムをエジプトから呼び戻し、初代の王に選んだ<sup>(14)</sup>。

かくして、冒頭に述べた通り、イスラエル統一王国は、ソロモンの死後、北の諸部族がシケムに王都を築き（王上12：25）、ベテルとダンに金の子牛の聖所を開設し（王上12：28～29）、名称は統一王国を継承したイスラエル王国とし、一方、南のレハブアムの王国が、ダビデ家の家系を嗣ぐものとし

て、エルサレムを基盤とするユダ王国となって分裂し、以後二度と合体することとはなかった。<sup>(15)</sup>

このようにして成立したイスラエルとユダの関係は、決して友好的なものではなく、ヤロブアムとレハブアムの時代から国境紛争をはじめ、対立・抗争の歴史を長らく繰り返していた。<sup>(16)</sup>

こうしたイスラエルとユダの対立・抗争は、周辺諸国には格好の攻撃チャンスとも映った。すなわち、ソロモンの治世の末期に王位に就き、かのヤロブアムが亡命中に身を寄せた（王上11：40）というエジプト王シシャク Shishak（シェションク1世 Sheshonq I）は、王国分裂後直ちに行動を起こし、パレスチナ遠征を企てた。すなわち、南王国ユダのレハブアム王の治世第5年（ca.918BC.）に、北上してくるエジプト軍になすすべなく、エルサレムの主の神殿と王宮の宝物が奪い取られた。<sup>(17)</sup>

エルサレムを後にしたシシャク（シェジョンク1世）は、更に北進してイスラエルに入り、そこの町々を巡り、一部では滞在した。聖書には、エジプトの攻撃の標的になったのはユダとエルサレムだけであったように書かれているが、イスラエルも打ちのめされたことは、シシャク（シェジョンク1世）がエジプトに帰国後、カルナク Karnak 神殿の勝利の浮き彫りを作らせたが、これに北のイスラエルの町々の名が刻みつけられていることからも明らかである。<sup>(18)</sup>

一方、北のメソポタミア地域からは、アッシリア帝国の国力の増大に伴って、数次にわたり侵略が繰り返された。すなわち、アッシリア帝国のアッシュルナシルバル2世 Asshur-nasir-pal II (884-860BC) は、軍事技術の改革や騎兵の導入を果たし、周辺諸部族を征服し、世界帝国へ発展した。その後、シャルマネセル3世 Shalmaneser III (859-825BC) の時代になると、5回にわたるシリア・パレスチナ遠征が実施された。特に前853年のオロンテス河畔のカルカル Qarqar での戦いには、イスラエルのアハブ王も参加した。<sup>(19)</sup> これは、シャルマネセル3世とシリア・パレスチナ諸国連合軍との衝突であった。

このような世界状況の中にあって、南王国ユダの第4代の王ヨシャファトは、対イスラエル政策について従来の方針を転換し、平和政策を推進した最初の王であった。それのみならず、ヨシャファトは国内でも優れた政策をもって対処し、数々の善政を行ったと伝えられている。本稿はそのようなヨシャファトについて若干の検討を加え、彼の生涯と業績とりわけ彼独自のユニークな施策についてその意義を明らかにすることを目的とする。なお、本稿では主として新共同訳の聖書を用い、その中でも列王記と歴代誌という二つの歴史書の記述を利用する。ところで、列王記はいわゆるバビロニア捕囚期間（587-538BC）中に編集され、歴代誌は捕囚期後に編集されたので、ヨシャファトの時代（873-849BC）とは数百年の開きがあるが、それぞれの歴史書の編集の際には、『ユダの王の歴代誌』（王上22：46）や『ハナニの子イエフの言葉』及び『イスラエルの列王の書』（代下20：34）など<sup>(20)</sup>、今日では伝わっていないがヨシャファトの時代により近い史料に基づいて編集・記録がなされているので、歴史観の問題は別として、概ね利用出来ると考える。

- (1) ソロモンの治世は、ダビデの時代と比較して、平和の時代として描かれている。すなわち、ダビデ バツル という名前には、ヘブライ語で「司令官」「英雄」といった意味があるとされている（ジョアン・コマイ著／関谷定夫監訳『旧約聖書人名事典』東洋書林（1996）241ページ）が、ソロモン シムラウ という名前は、平和と繁栄を表すシャローム ロウガ と関係があるとされている。ソロモンが生まれたとき、エディドヤ バツル（主に愛された者）とも名付けられたと伝えられている（サム下12：25）が、後には全く用いられていない。
- (2) これに関する記事は、王上5：1～9：9と代下2：1～7：22にある。しかるに列王記と歴代誌では以下の点で相違が見られる。すなわち、①神殿建設の準備について：歴代誌記者によれば、神殿建設の準備はダビデがしたことになっている（特に代上22：28）が、列王記記者にはダビデが準備したという記述がない。②神殿建設の場所について：歴代誌記者によれば、その場所はアブラハムが息子イサクを捧げたとされるモリヤ山（創22：2）とされるが（代下3：1）、列王記記者には

この場所に関する言及がない。③神殿の建設と、そこに置かれた物に関して：歴代誌記者（代下3：1～5：1）と列王記記者（王上6：7：13～51）では違いがある。

また、このエルサレム神殿がソロモンによる新築なのか、それとも旧来の聖所の再建・改築であったのかという点について学者の間で見解の相違がある（ヘンク・ヤーヘルスマ著・石田友雄監修『旧約聖書時代のイスラエル史』山川出版社（1988）175ページ）。

なお、ソロモンによるエルサレム神殿建設は、エルサレムが首都・中心都市としての重要性を増したことをも意味するが、ソロモン時代以降、他の古い聖所が存在しなくなったわけではないとされている（ヤーヘルスマ『前掲書』176ページ）。

（3）代下8：1では、主の神殿と王宮を建てるのに20年を費やしたとのみ記されているが、王上6：38～7：1によれば、主の神殿の建築には7年を要し、宮殿の建築には13年の年月をかけて完成させたとある。列王記記者の報告によると、宮殿は規模と壯麗さにおいて神殿をしのいでいた。

（4）王上10：26＝代下1：14；代下9：25；王上5：6参照。ソロモンは、治世初期にはダビデの兵制を継承したと思われるが、民の徵兵による通常の軍隊は次第に後退し、彼の軍隊はとりわけ国境と交易路を防衛するために用いられた外人部隊が取って代わった。

（5）ソロモンはエツヨン・ゲベルで船団を編成し（王上9：26）、オフィルとの交易で420キカル（約14,364kg＝約14.4トナ）の金（王上9：28）の他、極めて大量の白檀や宝石（王上10：11）をも入手した。しかし、航海に関する知識や経験を持つ人々が国内にはほとんどいなかったため、フェニキア人に援助を求め、ティルスの王ヒラムがソロモンを助けた。

（6）ソロモンは行政区制度を整備した（王上4：7～19）。これは主として、組織的な方法による徵税を目的としたものであった。すなわち、ソロモンは全国を12の行政区に分け、それぞれに知事コメイツを置き、各知事は毎年王と王室の一ヶ月分の食糧を調達することになっていた。

（7）旧約聖書には、この強制労働に徵用された対象に関して二つの記事がある。一つはイスラエル全国に対する徵用を伝える王上5：27で、もう一つがイスラエル

人でない者たちに対して奴隸として労役に服させたという王上9：20～21である。

- (8) ソロモンの背信の原因は、王上11：1に指摘されているように、エジプトのファラオの娘、モアブ人、アンモン人、エドム人、シドン人、ヘト人など多くの外国の女を愛したことにあるとされている。このことは、モーセに示された律法（出3：11～16；申7：1～5）に違反することであった。父のダビデの場合にも、長男アムノンの母はイズレエル人アヒノアム、次男キルアブの母はカルメル人ナバルの妻アビガイル、三男アブサロムの母はゲシュルの王タルマイの娘マアカの子と伝えられている（サム下3：2～3）が、ソロモンの場合は、七百人の王妃と三百人の側室など（王上11：3）、多分に誇張された数字ではあるが、ダビデの場合とは大いに異なっていたとされている（王上11：4、6）。
- (9) ソロモンは、これら外国人の王妃のために、シドン人の女神アシュトレト、アンモン人の神モレクとミルコム、モアブ人の神ケモシュなどを礼拝する「聖なる高台」を築いた（王上11：5、7）。
- (10) 王上11：14～22は、エドムの王家の血筋を引くハダドの反抗について、王上11：23～25は、エルヤダの子レゾンの反抗について、王上11：26～40は、ヤロブアムが反抗した事情を述べている。
- (11) 王上11：43；代下9：31。このソロモンの死去とそれに伴うレハブアムの王位継承は、紀元前922年のことと考える。ダビデにおいても、またソロモンの場合もそうであったように、統一イスラエル王国の王になると言うことは、諸部族の承認を当然受けるものと考えられたゆえに、エルサレムで王位に就いたレハブアムは、シケムに北部地域の諸部族の代表者を集めて、そこで承認を得ようとしたのであった。
- (12) 南王国ユダを構成したのは、ユダ族とベニヤミン族であった。
- (13) 北王国イスラエルを構成したのは、伝承によれば、ユダ族とベニヤミン族を除く十の部族であったとされている。
- (14) ヤロブアムのエジプトからの帰還の時期について、王上12：2～3＝代下10：2～3の記事は王国分裂以前の時期を示唆しているが、一方王上12：20の記事は王国の分裂が現実のものとなってからの帰還を示唆している。ヤロブアムがソロモンの

追及を避けてエジプトへ逃亡したこと、ソロモンの息子レハブアムが王位を継承したことなどから、身の安全を考えて、いかにソロモンは死んでしまったとはいえる、王国分裂以前には帰還しなかったであろうと思われる。

ヤロブアムは、首都を初めシケムに置く。次いでヨルダン川東岸のペヌエルその後シケムの10キロ北東にあるティルツアへ遷都する。ヤロブアムは意識的にイスラエルの独自性を作り上げようとし、南王国ユダのエルサレム神殿に対抗してダンとベテルの聖所を再興し、金の小牛像を安置したほか、聖なる高台に神殿を設け、ダビデ家に忠実と思われたレビ人を聖職者から外し、一般の者を祭司に任じた（王上12：25～33）。ヤロブアムが王であった期間は22年であった（王上14：20）。

- (15) ヤロブアムは、南王国ユダが即位年数を数えるのに伝統的な「即位年方式」を用いるのに対して、エジプト流の「非即位年方式」を北王国イスラエルに導入した。「即位年方式」とは、メソポタミア地域で採用されていたもので、王が即位してもすぐには数え始めず、即位して初めて迎える元日から第1年として起算した。一方「非即位年方式」とはエジプトで採用されていたもので、王が即位した場合、残りの暦年の長短にかかわらず第1年とし、「即位年方式」の第1年は、「非即位年方式」では第2年となった。このように、ヤロブアムは、意識的・意図的に、北王国イスラエルを南王国ユダと、宗教的・文化的な区別化を推進したという（P. K. マッカーター・ジュニア他著／池田裕・有馬七郎訳『最新・古代イスラエル史』ミルトス（1993）209ページ）。
- (16) 北王国イスラエルのヤロブアム王と南王国ユダのレハブアム王の間のことは王上14：30＝15：6；代下12：15に、同じく北王国イスラエル第3代の王バシャと南王国ユダのアサ王との間のことは列王記上15：16＝15：32に、それぞれ「戦いが絶えなかった」と強調されている。また、ユダの王「アビヤムとヤロブアムの間にも戦いが続いていた」とされる。
- (17) 「レハブアム王の治世第五年に、エジプトの王シシャクがエルサレムに攻め上って来た。」（王上14：25；代下12：2）とあるように、レハブアム王の治世第五年（ca. 918BC）に、エジプトの王シシャク（シェションク1世）がユダに遠征し、

エルサレムを侵略した。シシャクの攻撃について代下12：3～4は、「彼は戦車千二百両、騎兵六万を擁し、彼がエジプトから率いてきたリビア人、スキイム人、クシュ人の民は数えきれないほどであった。彼はユダの砦の町を次々に陥れ、エルサレムにまで迫った。」と記し、最終的には「主の神殿と王宮の宝物を奪い取った。彼はすべてを奪い、ソロモンが作った金の盾もすべて奪い取った。」（王上14：26；代下12：9）とあるが、むしろ、レハブアムから積極的に貢ぎ物をした感があり、この時彼は父ソロモンが作ったという金の盾を差し出して、エルサレムの町の破壊を免れたようである（王上14：25～26）。

主の神殿と王宮の宝物から賠償金が支払われたことについては、王上15：18；王下12：19；14：14；16：8；18：15～16；24：13などを参照。「ソロモンが作った金の盾」については、王上10：16以下参照。こうしたエジプトの王シシャク1世の治世第21年目に行われたパレスチナ遠征は、帰国後カルナク神殿の壁面に占領した町々の名を刻んで記念したほどの歴史的な勝利であった（J. B. Pritchard, (ed.) *Ancient Near Eastern Texts Relating to the Old Testament*, 3rd ed., Princeton, 1969, [ANET], 263f. ; Jalberto Soggin, *An Introduction to the History of ISRAEL and JUDHA*, SCM Press, 1993, p. 207；ジョン・ブライト『イスラエル史』上、聖文舎（1968）318-320ページ）。

- (18) シシャクによって征服され、カルナク神殿の勝利の記念碑に記された北王国イスラエルの町々の名前として、例えば、Taanach, Shunem, Bethshan, Rehob, Megiddo などが挙げられている（マッカーター・ジュニア他著／池田裕・有馬七郎訳『前掲書』423ページ）。

なお、その遠征経路などについては、アハロニ／アヴィ・ヨナ著、池田裕訳『マクミラン聖書歴史地図』原書房（1988）地図120「シシャクの遠征」参照。なお、遠征の年代については、この書では前924年となっている。

ところで、なぜシシャク（シェションク1世）が北のイスラエルをも攻撃したのか、その理由は明らかでないが、亡命中のヤロブアムのシシャク（シェションク1世）に対する態度と、北のイスラエルの王となった後のヤロブアムのシシャク（シェションク1世）に対する態度との落差を原因と考える見方もある（マッ

カーター・ジュニア他著／池田裕・有馬七郎訳『前掲書』207ページ)。

- (19) アハブはこの戦闘に同盟国の中で最大数の2000台の戦車を動員し、また1万人の歩兵も派遣した。(マッカーター・ジュニア他著／池田裕・有馬七郎訳『前掲書』221ページ、Pritchard (ed.) *ANET*, pp.278-9、アハロニ／アヴィ・ヨナ著『前掲書』地図127。)
- (20) なお、これらの内『イスラエルの列王の書』は、ユダの王のことについての言及がされているので、『ユダとイスラエルの列王の書』(歴下16:11) または『イスラエルとユダの列王の書』(代下27:7) のことかと思われる。

## 第2章 ヨシャファトの対外政策

### 第1節 対イスラエル外交政策

さて、第1章で見てきたような国際社会情勢の中にあって、父アサの後を受け継ぎ、35歳で南王国ユダの第4代の王となったヨシャファトは、以後25年間統治したとされている<sup>(1)</sup>。具体的にどのような施策で統治を進めていったのであろうか。まずは気になる国際社会情勢に対応するヨシャファトの諸施策から見ていこう。

- (1) ヨシャファトの統治期間をいつに設定すべきか、あるいはそれを含めてソロモンの死とその後の北王国イスラエルと南王国ユダの王たちの統治期間をいつにすべきかという年代設定の問題は、考証すべき非常に複雑な要素が絡んでいるので、明確に言うことは困難である。学者により様々の年代が提案されており、ヤーヘルスマ『前掲書』の付録26ページ「イスラエルとユダの年代」にはそれらの一部の一覧表が載せられているが、本稿では便宜上、John Bright, *A History of Israel*, 3rd ed., SCM Press, 1980. の説に従い、ヨシャファトの治世を873-849 BCとしておく。

### 第1款 軍備増強方針

アサの子ヨシャファトは、北王国イスラエルの王アハブの治世第4年に、

35歳で南王国ユダの王位に就き<sup>(1)</sup>、イスラエルに対抗すべく軍備の増強を図った<sup>(2)</sup>。これはヨシャファトの前任者である父アサ<sup>(3)</sup>、さらにその前任者アビヤ<sup>(4)</sup>の時代の北王国イスラエルとの戦争を考えてみれば、就任早々のヨシャファトとしては、まず国内の防備体制を強化することが緊急の課題であった<sup>(5)</sup>。

代下17：1で「勢力を増強した」と訳されているヘブライ語の **חִזְקָה** は、本来「強くなる」あるいは「強くする」という意味を持つ語である<sup>(6)</sup>。

具体的にヨシャファトがしたことは、「ユダの砦の町」に軍隊 **חַיל** を配置したことであった<sup>(7)</sup>。この「ユダの砦の町」 **עֲדֵי יְהוּדָה נֶבֶּצְרוֹת** は、ユダにある堅固な城壁をめぐらした町という意味で、レハブアムが最初に建設し<sup>(8)</sup>、またアサも建設を推進した<sup>(9)</sup>ことが知られている。ヨシャファトは、これらに加えて「ユダに幾つもの城砦 **בִּירְגִּית** と補給基地 **מִסְפְּנָת** の町を築」いた<sup>(10)</sup>。

けれども、晩年のヨシャファトは、結局長子ヨラム以下の子供たちに「ユダの砦の町」を金銀など高価な品々と共に分配してしまった<sup>(11)</sup>。

なおヨシャファトは、エフライムの町々にも守備隊を置いた（代下17：2）。このエフライムの町々は、アサが占領したものとされている<sup>(12)</sup>。

しかしながら、ヨシャファトの軍隊について聖書が報告している数字<sup>(13)</sup>については非現実的であると考えられている<sup>(14)</sup>。

(1) <sup>41</sup>アサの子ヨシャファトは、イスラエルの王アハブの治世第四年にユダの王となつた。<sup>42</sup>ヨシャファトは三十五歳で王となり、エルサレムで二十五年間王位にあつた。その母は名をアズバと言い、シルヒの娘であった。（王上22：41～42）

(2) <sup>1</sup>アサに代わってその子ヨシャファトが王となり、イスラエルに対抗して勢力を増強した。<sup>2</sup>彼はユダの砦の町のすべてに軍隊を配置し、ユダの地と父アサが占領したエフライムの町々に守備隊を置いた。（代下17：1～2）

(3) 南王国の王アサとイスラエルの王バシャとの戦争については、聖書が次のような興味深い記事を伝えている。

<sup>1</sup> アサの治世第三十六年に、イスラエルの王バシャはユダに攻め上って来て、ラ

マに砦を築き、ユダの王アサの動きを封じようとした。<sup>2</sup> アサは主の神殿と王宮の宝物庫から銀と金を取り出し、ダマスコに座を置くアラムの王ベン・ハダドに贈って言った。<sup>3</sup> 「わたしとあなた、わたしの父とあなたの父との間には同盟が結ばれています。わたしはここに銀と金をあなたにお届けします。イスラエルの王バシャとの同盟を直ちに破棄し、彼をわたしから離れ去らせてください。」<sup>4</sup> ベン・ハダドはアサ王の願いを入れ、配下の軍の長たちをイスラエルの町々に送り、イヨン、ダン、アベル・マイムおよびナフタリの町のすべての補給基地を攻略させた。<sup>5</sup> バシャはこれを聞くと、ラマの構築をやめ、その作業を中止した。<sup>6</sup> アサ王はユダの人々を総動員して、バシャがラマ構築に用いた石材と木材を運んで来させ、それを用いて、ゲバとミツパに砦を築いた。(代下16:1~6)

(4) <sup>1</sup> ヤロブアム王の治世第十八年に、アビヤがユダの王となり、<sup>2</sup> エルサレムで三年間王位にあった。母は名をミカヤといい、ギブア出身のウリエルの娘であった。アビヤとヤロブアムの間にも戦いは続いた。(代下13:1~2)

(5) とりわけ、アサの晩年が不安定な時代として捉えられていた(代下16:9~10)ことを考えると、ヨシャファトは王国を安定させる義務を負っていたといえる。

(6) R. L. Harris et al.(ed.), *Theological Wordbook of the Old Testament*, [TWOT], 2 vols., Chicago, 1980, p.276f.

(7) 代下17:2.

(8) <sup>5</sup> レハブアムはエルサレムにとどまり、ユダに砦の町々を建てた。<sup>6</sup> すなわち、ベツレヘム、エタム、テコア、<sup>7</sup> ベト・ツル、ソコ、アドラム、<sup>8</sup> ガト、マレシャ、ジフ、<sup>9</sup> アドライム、ラキシュ、アゼカ、<sup>10</sup> ツォルア、アヤロン、ヘブロンである。これらはユダとベニヤミンにあるもので、砦の町であった。(代下11:5~10)

(地図については、さしあたり『新共同訳 旧約聖書注解 I』日本基督教団出版局(1996) 737ページ参照)

(9) <sup>5</sup> 主が安らぎを与えられたので、その時代この地は平穏で戦争がなかった。そこで彼は、ユダに砦の町を次々と築いた。<sup>6</sup> 彼はユダの人々に言った。「我々はこれらの町を築き、城壁を巡らし、塔を建て、城門を造り、かんぬきを付けよう。我々は、我々の神、主を求めたので、この地を保有することができる。主を求めたか

らこそ、主は周囲の者たちから我々を守って、安らぎを与えてくださったのだ。」  
そこで彼らは建設を始め、完成した。(代下14：5～6)

- (10) ヨシャファトがユダで建てたとされる(代下17：12～13)城砦 **תָּמָרֶת** と補給基地 **תְּמִימָה** の町についての詳細は不明であるが、もしヨシュ15：20～62に示されたユダの領土リストが、ヨシャファトの治世にさかのぼるものであるならば、我々はこの時代のユダの王国の範囲のイメージを持っていることになるという指摘がある(*The Interpreter's Dictionary of the Bible*, Vol. 3, pp. 815-816)。

なお、聖書には「城砦」についてはヨタムの時代(742-735BC)に「城砦や塔」が築かれたことが伝えられている(代下27：4)。また「補給基地」については、ファラオの「物資貯蔵の町」(出1：11)、ソロモンの「補給基地」(王上9：19；代下8：4, 6)、バシャの「補給基地」(代下16：4)などの言及があるが、興味深いのはヒゼキヤのそれで、「補給基地の町を造って、穀物、ぶどう酒、油など農産物を蓄え、畜舎を造って、あらゆる種類の家畜を飼い、柵を造って、羊の群れを飼っていた。」(代下32：28)と非常に具体的な言及がなされている。

- (11) 父は彼らにユダの砦の町と共に銀や金など高価な品々を豊富に与えた。ヨラムが長子だったので、ユダの王位は彼に譲った。(代下21：3)
- (12) アサはこの言葉と預言者オデドの預言を聞いて、勇気を得、ユダとベニヤミンの全土から、またエフライムの山地で攻め取った町々から、忌むべき偶像を除き去り、主の前廊の前にある主の祭壇を新しくした。(代下15：8)
- (13) 歴代誌には、ヨシャファトの軍隊が次のように報告されている。

<sup>14b</sup> ユダには千人隊の長たちがいたが、隊長アドナは勇士三十万を率いていた。<sup>15</sup> 次の隊長ヨハナンは二十八万を率いていた。<sup>16</sup> 次に、主に進んで身をささげたジクリの子アマスヤは、勇士二十万を率いていた。<sup>17</sup> ベニヤミンからは、勇士エルヤダが弓と小盾を携える兵士二十万を率いていた。<sup>18</sup> 次のヨザバドは武装兵十八万を率いていた。<sup>19</sup> 彼らは王に奉仕する者であって、このほかに王がユダ全土の砦の町々に配置した者がいた。(代下17：14b～19)

なお、その他に、彼の軍隊には、騎兵が含まれていた(王上22：4参照)。

- (14) *The International Standard Bible Encyclopedia*, New ed., Vol. 2,

Eerdmans (1982), p.979参照。

## 第2款 平和主義への転換

### 第一 アハブとの同盟

上述のように、南王国ユダと北王国イスラエルの建国の過程から、また抛つて立つ信仰的基盤の相違から、憎悪にも似た対抗心のゆえにユダとイスラエルの間には戦闘状態が継続していた。しかしながら、ヨシャファトの時代になると、当初は前述のように軍備を増強するなど緊張関係もあったが、後にそれも緩和していった。その政策転換の理由は明らかでないが、ヨシャファトはイスラエルと戦争をするよりも、同盟した方がはるかに大きな利益があると考えたからであろう。あるいは当時の世界情勢から、このユダとイスラエルの友好関係は、シリアからの、さらにはアッシリアからの脅威に備えて、成立したとも考えられる。いずれにせよ、「ヨシャファトはイスラエルの王との間に平和を維持した」(王上22:45)のである。ここにイスラエルの王の名前は明記されていないが、明らかにヨシャファトとイスラエルの王アハブの間には友好的な関係があった<sup>(1)</sup>。そのことを端的に示すのが、「ヨシャファトは大いなる富と栄光に恵まれるとともに、アハブとも姻戚関係を結んだ。」(代下18:1) とあるように、アハブとその妻イゼベルの娘アタリアと、ヨシャファトの息子ヨラムの婚姻=政略結婚を通して、古くから争いを繰り返してきた従来の関係を消滅させ、イスラエルとユダの間に平和な関係をもたらそうとしたことである(代下18:1; 王下8:18, 26)<sup>(2)</sup>。

この婚姻=政略結婚の効果はすぐに現れた。すなわち、ヨシャファトはシリアに対するアハブの戦闘に同行した(代下18:1~3)。ヨシャファトがこの軍事行動において補助的な位置にあったことは、物語から明らかである(王上24:4, 30)。そして多くの歴史家は、このことからユダがイスラエルの属国になったのではないかと推定した。しかしながら、どちらかというとイスラエルの方がより大国であったことと、ガド族の領域にあったラモト・ギレアドの返還を求めたのがイスラエルであったということからも、イスラエル

が主導権を取った、と考えるのが自然であろう。ヨシャファト自身の軍事的武勇や資質（代下17:2; 20:27～30）を考慮するならば、ユダがイスラエルの属国であったと考えてこれを証明することは困難である。さらには、おそらくアタリアとヨラムとの婚姻が、それぞれの父親であるアハブとヨシャファトを、等しく格付けしていたと考えることの可能性も暗示している<sup>(3)</sup>。

さらには、イスラエルとユダの同盟と協力が、シリアに反抗し、他の近隣の国家を支配するのに必要な力を与えたことは明白である<sup>(4)</sup>。しかしながら、政治的にはそのように「平和を維持」出来たとしても、宗教的には堕落した。すなわち、ユダの宮廷へのイスラエルの王女アタリアの導入は、結局悲惨な結果をもたらした。彼女がユダの国内に蔓延させたツロのバアル礼拝は、同盟によって得られたいかなる政治的・物質的な利点にも勝ってしまった。そして、後続する治世において、それはユダの王室のほとんど全体的な絶滅を間接的に導いたことも事実である（王下11:1ff.）<sup>(5)</sup>。

(1) 列王記上22:45の むš 「平和を維持した」（新共同訳）は、「友好関係にあった」（関根訳）あるいは「友好関係を保っていた」（新改訳）さらに「よしみを結んだ」（口語訳）など様々に訳されている。

(2) ヨシャファトは前873年に父アサ王の後継者として即位すると、すぐにイスラエルの王アハブと和を講じ、息子のヨラムを、アハブとその妻イゼベルの娘でオムリの孫娘にあたるアタリヤと結婚させた。

しかしながら、アタリヤは母イゼベルの影響を強く受けたバアル崇拝者で、ヨシャファトの死後の南王国ユダに深い影響を及ぼすことになった。すなわち、アタリヤは夫ヨラムを示唆し、彼の兄弟たちを殺害させた（代下21:4）が、これはアタリヤによるバアル礼拝の南王国ユダへの導入をめぐって、彼の兄弟たちから抵抗があったためであるともいわれている。

(3) *The International Standard Bible Encyclopedia [ISBE]*, New ed., Vol. 2, p.979参照。

(4) 例えば、イスラエルやユダに隣接するそれぞれの属国のモアブやエドムのこと

を考えてみると良い。すなわち、アハブとヨシャファトとの、子供たちの婚姻関係によって結ばれた軍事協力同盟が効力を有しているとみなされた間は、支配を脱却して独立したいというそれぞれの願いは実現し得なかった。イスラエルからの独立を願ったモアブは、アハブの死後行動を起こし、結局独立を達成した（王下3：4～5）。一方、ユダの属国エドムは、ヨシャファトの死後ユダの王となったヨラムに反旗を翻し、これも独立を達成した（王下8：20～22）。

(5) *ISBE*, New ed., Vol. 2, p.979参照。

## 第二 ヨラムとの同盟

ヨシャファトがアハブと行動を共にした遠征に対して、先見者<sup>(1)</sup>ハナニの子イエフが「悪人を助け、主を憎む者の友になるとは何事ですか」（代下19：2）との公然たる非難にもかかわらず、彼はイスラエルの王ヨラムとの間でも類似した同盟関係に入った（王下3：4ff.）。すなわち、モアブの王メシャ<sup>(2)</sup>がアハブの死後に反旗を翻したとき、これを鎮圧しようとしたヨラムは、モアブに対する遠征にヨシャファトも加わるようにと誘った。このヨラムの勧誘に応じたヨシャファトは、アハブの場合と同じ受諾の言葉をもって参戦し（王下3：7；なお 王上22：4参照）、南方からモアブ攻略を試みた<sup>(3)</sup>が、結局成功しなかった<sup>(4)</sup>。

(1) 先見者とは、預言者の古い呼び名とされ（サム上9：9）、その先見者ハナニの子で預言者のイエフがヨシャファトに批判している。父のハナニは、かつてアラム王に依り頼もうとしたアサ王を非難したために投獄された（代下16：7～10）。その後アサは極めて重い足の病にかかり、発病から2年後死亡した。

(2) 前9世紀のモアブの王メシャ Meshalについては、アハブの死後イスラエルに背き、そのためにヨラムとヨシャファトの連合軍の攻撃を受け、メシャは窮地に陥り、ついに城壁の上で長子を焼き尽くすいけにえとし、ようやく、敵軍を引き上げさせたことが伝えられている（王下3：27）。

また、メシャについては、いわゆる「メシャ石碑」が知られている。それによ

れば、前875年にオムリがモアブを征服したこと、前855年頃、アハブの治世にメシャがイスラエル人をモアブ領内から追放したこと、アハブの死を機会に、メシャはイスラエルへの隸属を拒否したこと、ヨラムとその同盟者がメシャ征服を企て、かえって損害を与えられたことなどの事情が明らかにされた（『新共同訳聖書辞典』キリスト新聞社、1995年、539-540ページ）。なお、この「メシャ石碑」（またの名を「モアブ石碑」）の英訳文については、*ANET*, pp. 320-1 参照。

- (3) ところで、対アッシャリア同盟に北王国イスラエルも加わっていたことが推測され、ヨラムもこの時代同盟諸国とアッシャリアのシャルマネセル3世を相手に戦争の最中であったと考えられるゆえに、モアブ遠征の歴史性は疑わしいという見方もあるが（『旧約新約聖書大事典』教文館（1989）1262ページ）、前注からも史実であると考えるのが妥当であろう。
- (4) *ISBE*, New ed., Vol. 2, p.979参照。

## 第2節 イスラエル以外の周辺諸族との戦闘

聖書には、イスラエルとの関係以外に、ヨルダン川東岸及び死海南方の諸民族のユダへの侵入と、それに対するヨシャファトの勝利が語られている。<sup>(1)</sup> そこでユダに攻め上ろうとしたのは、モアブ人<sup>(2)</sup>、アンモン人<sup>(3)</sup>、メウニム人<sup>(4)</sup>であった。歴代誌記者は、モアブ人、アンモン人たちに対するヨシャファトによって得られた非常に注目すべき勝利の説明を我々に与えている。すなわち、敵の襲来が告げられたヨシャファトがまず第一にしたことは、神の救いを求め促す祈りを捧げた。その結果、ヤハジエルに神の靈が下り、力強い預言が与えられた。ヨシャファトを始めユダの人々は、御前にひれ伏し、主を礼拝し、賛美の声を上げた。すると不思議なことに、ヨシャファトに戦いを挑んだ敵の軍勢は、互いに戦って自滅してしまった。それゆえ、ヨシャファトとその軍隊は、敵と戦うためではなく、戦利品を奪うために出陣してきたようなものであった。<sup>(5)</sup>

いずれにせよ、イスラエルとの同盟によってユダが繁栄し、その影響もあって、周囲の国々を威圧したというのが真相のようである。

- (1) 代下20:1~30.
- (2) モアブ人は、死海東方の肥沃な台地を占め、南はエドム、東はアラビア砂漠、北はヨルダン平原によって境界づけられた国土に住む住民で、聖書にはイスラエル・ユダ民族との近親関係をおわせる記事もあるが（創19:36~37）、異教の神ケモシュを崇拜し（王上11:7, 33；王下23:13）、主の会衆から除外された（申23:4）。

その他特筆すべきことは、モアブはルツ記の主人公ルツの故郷であり、また、ダビデがサウルに追われていた時代に、モアブの王はダビデから託されてダビデの両親を保護したことがあった（サム上22:3~4）。さらに、ソロモンの結婚相手の一人はモアブ人であった（王上11:1）。

ところで、士師記によればイスラエルがモアブの王エグロンに隸属した時期が18年間あったようであるが、士師の一人エフドがモアブの王エグロンの刺殺に成功したほか（士師3:12~30）、サウルによる勝利（サム上14:47）、ダビデによる勝利（サム下8:2, 12）も記されている。

近くは、イスラエルの王アハブに貢ぎ物をしていたが（王下3:4）、アハブの死後ヨラムの時代になると、モアブの王はイスラエルに反旗を翻し、ユダとも戦闘を交え（王下3:5~7）、苦戦を強いられた（王下3:8~27）が、結局イスラエルの支配を脱却したようである。

- (3) アンモン人は、前1300年代初め、先住民を追い出して、ヤボク川上流の広い地域に王国を建てた（申2:21）。彼らはロトの子とされ（創19:38）、イスラエル人はその近親関係のゆえに彼らの境界を侵さなかった（申2:19；民21:24を参照）。彼らは士師時代から王朝時代にかけてイスラエルとしばしば戦った（士3:13；サム上11:1~；サム下10:1~；代下20:1~30）。

すなわち、アマレク人と共にモアブの王エグロンに加勢しイスラエルを破ったことであったが（士師3:13）、サウルが王となるきっかけになった勝利の相手はアンモン人であった（サム上11:1~15）。その後、ダビデの使節に対する冷酷な扱いをし（サム下10:1~5）、ダビデとの戦闘に備えてシリア人に援軍の要請をしたが（サム下10:6）、ダビデは勝利した（サム下10:7~14）。

ソロモンはアンモンと友好関係を持ち、王女を妃に迎えたが、それと共にミルコムの礼拝を導入するに至った（王上11：1～7, 33）。このような異教礼拝のゆえに、アンモン人は、主の会衆から除外された（申23：4）。なおレハブアムの母ナアマはアンモン人であった（王上14：21）。

(4) メウニム人は、10節、22節の「セイルの山の人々」と同じで、セイル山近くに住むアラビア系の遊牧民といわれている（代上4：41；代下26：7）。TEVでは「セイルの山の人々」のところは、エドム人と訳されている。

かつて、イスラエル人がエドムの王に国内通過の許可を求めた時、王はこれを拒否したことがあったが（民20：14～21）、先のモアブ人、アンモン人と違って、条件付で主の会衆に加わることが出来るとされた（申23：8～9）。なお「主の会衆に加わる」というのは、エルサレムの中央聖所での礼拝と祭儀に参加することを意味していた。

サウルの勝利（サム上14：47）、ダビデの勝利（サム下8：14）が伝えられているが、その後、交互に奪回・占領の関係が続いた（王下8：20～22；14：7；16：6）。

(5) この戦利品が沢山であったのは、侵略者たちが、ユダで永久的な定住をして、彼らの全所有物を携えて来たからである。（ISBE, New ed., Vol. 2, p. 979参照）。

### 第3節 ヨシャファトの艦隊とその壊滅

ヨシャファトの艦隊の壊滅の記事は、王上22：49～50と代下20：35～37に記録されている。しかしながら、二つの説明は全く違っている。

<sup>49</sup> ヨシャファトはタルシシュの船を数艘造り、金を求めてオフィルに行こうとしたが、船団はエツヨン・ゲベルで難破し、行くことができなかった。<sup>50</sup> そのとき、アハブの子アハズヤがヨシャファトに、「わたしの家臣たちをあなたの家臣たちと共に船に乗り込ませればよい」と言ったが、ヨシャファトはそれを望まなかった。（王上22：49～50）

<sup>35</sup>その後、ユダの王ヨシャファトはイスラエルの王アハズヤと協定を結んだ。この王は悪を行った。<sup>36</sup>彼らはタルシシュ行きの船団を造るために協定を結び、エツヨン・ゲベルで船団を造った。<sup>37</sup>そのとき、マレシャ出身のドダワフの子エリエゼルがヨシャファトに向かってこう預言した。「アハズヤと協定を結んだため、主はあなたの事業を打ち壊される。」こうして船は難破し、タルシシュに行くことは妨げられた。(代下20:35~37)

列王記によれば、ヨシャファトとアハズヤとの間には、歴代誌の場合のような同盟条約が結ばれていない。ヨシャファトはオフィル<sup>(1)</sup>に金を求めて航行するタルシシュの船<sup>(2)</sup>を建造したが、その船はエツヨン・ゲベル<sup>(3)</sup>で難破した。そのことに関して、イスラエルのアハズヤは、船乗りと共に彼を手伝うことを申し出たけれどもヨシャファトはその申し出を断った。つまり同盟関係に入ることを拒んだのである。その理由は、経済的独立を守るためであったと解釈されている。もしヨシャファトがアハズヤの申し出を受け入れていたならば、イスラエルとフェニキアとの親密な関係から、もっと良質の船と熟練された船員を提供できたかも知れなかった。しかしヨシャファトは、イスラエルが彼の領域に踏み込んでくることを望まなかつたので断ったと思われる。

一方歴代誌によれば、アハズヤとの同盟関係が形成され、彼らは共にエツヨン・ゲベルで船を建造した。だが、それらの船は、ヨシャファトがイスラエルの邪惡な王と同盟関係を結んだために、壊滅してしまった。

二つの説明は、たぶん二つの別々の出来事を記述したものであろう<sup>(4)</sup>。船がどのように難破したかについては述べられていない。ヨシャファトはソロモンが使った船を修理しようとしたという推定も可能である。しかし航海に耐えられないゆえに、エツヨン・ゲベルの港の外に出ることが出来なかつた。もっとも、代下20:35~37にはこの遭難は神の罰に帰せられるという見解が示されている<sup>(5)</sup>。

いずれにせよ、ヨシャファトの艦隊の壊滅の記事の舞台となったエツヨン・

ゲベルは、かつてソロモンが回復させたところであったが<sup>(6)</sup>、ヨシャファトの死後間もなく、彼の息子の時に再び失ってしまったようである。<sup>(7)</sup>

- (1) オフィルは金の産地として知られた土地で、ソロモンはここから大量の金を輸入した（王上9：28）。
- (2) タルシシュとは、遠く西方に海を隔てた植民地で、スペインにあったとされる。「タルシシュの船」とはそこへ行くことの出来る程の大型外洋船を意味した。ソロモンはそのような大型船団を所有していて、三年に一度、タルシシュの船団は、金、銀、象牙、猿、ひひを積んで入港した（王上10：22）。
- (3) アカバ湾頭の町で、ソロモンはここを海港とし、東方諸国との通商の門戸とした（王上9：26）。
- (4) ISBE, New ed., Vol. 2, p.979参照。
- (5) H. G. M. Williamson, *1 and 2 Chronicles*, The New Century Bible Commentary, Eerdmans, 1982, pp. 302-3, 参照。
- (6) 王上9：26。
- (7) 王下8：21～22；代下21：8～10参照。

### 第3章 ヨシャファトの国内政策

#### 第1節 宗教政策

ヨシャファトは、列王記の記事によれば<sup>(1)</sup>、父アサの歩んだ道をほぼ外れることなく歩み、それは主の目にもかなう正しいことであったという。<sup>(2)</sup>

しかし、アサが除去することも出来ずにそのままにしておいた「聖なる高台」は、結局ヨシャファトも取り除けなかったようである<sup>(3)</sup>。国民は、異教であるカナン宗教の偶像礼拝の場所としてしばしば用いられたその場所を、ヤーウェを礼拝する場所としても用いた<sup>(4)</sup>。

しかしながら、ヨシャファトの功績として、「父アサの時代に残っていた神殿男娼の残りをこの国から除き去った」ことが伝えられている<sup>(5)</sup>。この「神殿男娼」については、先の「聖なる高台」同様、アサが「追放した」こ

とになっているが<sup>(6)</sup>、これもまたアサの追放が不徹底だったのでヨシャファトの時代まで残っていたのであろう。

さらに、ヨシャファトは「アシェラ像をユダから取り除いた」というが<sup>(7)</sup>、これもアサが取り除いたことになっている「先祖たちの造った偶像」の除去<sup>(8)</sup>が不徹底だったためである。

結局、ヨシャファトは、父アサの成し遂げようとして成し遂げられなかつた宗教改革政策を進めたと言われているが、それがどの程度のものであったかは、アサの場合にかなり不徹底だったことを考えると、不明であると言わざるを得ない。しかしながら、後年ヨシャファトの業績を評価したとされる先見者ハナニの子イエフの「あなたはこの地からアシェラ像を除き去り、揺るぎない心で神を求めました」<sup>(9)</sup>という言葉から判断すると、アシェラ像の除去はヨシャファトのなし得た業績の一つと考えて良いであろう。

ヨシャファトの場合、実現の程度はともかくとして、熱心に主を求める姿勢が見られたことは確かであったようで、王のどの行為も充満した宗教的精神によって特徴づけられており<sup>(10)</sup>、その結果、ヨシャファトは国<sup>(11)</sup>を固め、富み栄えることができたといわれている。

(1) 王上22：43.

(2) アサは父祖ダビデの道に生きる努力をし、ヤーウェ礼拝を推進すべく異教の偶像礼拝を排除した。とりわけ、母マアカをアサの宗教政策に違反したかどで太后的位から退けたほどであった（王上15：11～13）。

(3) 王上22：44.

(4) 王上3：2～3参照。

(5) 王上 22：47.

(6) 王上15：12.

(7) 代下17：6.

(8) 王上15：12；代下14：2.

(9) 代下19：3.

- (10) 例えば、第2章第2節で紹介した代下20：1～30の記事に基づくヨシャファトの行為を考えてみれば、その宗教的精神が充満した特異さを知ることが出来るだろう。
- (11) 代下17：5参照。

## 第2節 民の教化政策

さて、ヨシャファトは治世の比較的早い段階において<sup>(1)</sup>、律法に基づく民の教化政策を推進した。

これは、アサの時代について「長い間、イスラエルにはまことの神もなく、教える祭司もなく、律法もなかった。」(代下15：3) と言われていたことを受けて、ヨシャファトは国土全体のための公的な宗教教育プログラムを実行したものである。彼は、高官たち、レビ人、祭司からなる委員会を任命し、町から町へと行って人々を教えさせた<sup>(2)</sup>。

レビ人や祭司が教育の任務を担当したことは、旧約聖書の他の箇所でも知られている<sup>(3)</sup>。しかし、俗人である「高官たち」が教育プログラムに関わったことは、他に類例を見ない。聖書にはその高官たちの名前が5名列挙されている。すなわち、ベン・ハイル **בֶן־תִּיל** 、オバドヤ **עָבָדָה** 、ゼカルヤ **זְקָרָה** 、ネタンエル **נְתָנֵל** 、ミカヤ **מִיכָּה** の5人である。

これに9人のレビ人と2人の祭司が同行し、主の律法の書を携行して、教育を行った。列挙されている9人のレビ人の名前は、シェマヤ **שֵׁמֶה** 、ネタンヤ **נְתָנֵה** 、ゼバドヤ **זְבָדָה** 、アサエル **אָסָאֵל** 、シェミラモト **שֵׁמִירָמוֹת** 、ヨナタン **יְהוֹנָתָן** 、アドニヤ **אֲדָנָה** 、トビヤ **טוֹבִיה** とトブ・アドニヤ **טוֹב אֲדָנָה** であり、2人の祭司の名前は、エリシャマ **אֵלִישָׁמָע** とヨラム **יוֹרָם** である。このうち、レビ人の最後に挙げられているトブ・アドニヤについては、先の二人のアドニヤとトビヤの名前が誤って二度書きされた可能性があるとして削除されるべきであるとの説が一般的である。

ところでこの「主の律法の書」というのが具体的に何を指すのかは不明であるが、歴代誌記者は「モーセ五書」のことと理解しているという<sup>(4)</sup>。

- (1) 代下17:7には、「治世第3年」になされたとあるが、代下16:12~13に見られるアサの晩年の状況を考慮すると、少なくともヨシャファトの治世の最初の2年は、病身のアサとの共同統治期間であった可能性も示唆されている (Martin J. Selman, *2 Chronicles*, Tyndale Old Testament Commentaries, Inter-Varsity Press, p. 429.)。それゆえ、「治世第3年」というのは、ヨシャファト自身の実質的な治世第1年と考えることもできる。いずれにせよ、ヨシャファトは彼の治世の非常に初期の段階において、国民の教育を推進した (Williamson, op. cit. p. 282.)。
- (2) ヨシャファトの行動は、ひょっとしたらアサの契約 (代下15:12~15、特に15:13) に起源があるかもしれない (Selman, op. cit., p. 405.)。
- (3) レビ10:11；申33:10；サム上6:2；王下12:3, 17:27~28；代下15:3, 35:3；ネヘ8:7~8；エレ2:8；エゼ22:26；ホセ4:6；ミカ3:11；マラ2:7など参照。
- (4) 『新共同訳旧約聖書注解I』日本基督教団出版局 (1996) 746ページ。なお「主の律法の書」という語句は、代下34:14とネヘ9:3にも見える。特に代下の方は、ヨシャ王の時代に神殿で申命記の原形が発見された記事であると言われているが、歴代誌記者にとってはこの「主の律法の書」が「モーセ五書」全体を指していたことについて、『新共同訳旧約聖書注解I』日本基督教団出版局 (1996) 778ページ参照。

### 第3節 司法改革

#### 第1款 はじめに

《ヨシャファトの》「司法改革」と一般に言われる記事が歴代誌下19:5~11にある。それはヨシャファトが、それまで地域ごとにばらばらであった裁判のあり方を、エルサレムを中心とする中央集権的なものに組織化し、地方とエルサレムとの二審制を採用したと言われているからである<sup>(1)</sup>。さらに、エルサレムの裁判所において、宗教的問題と世俗的問題の扱い方に区別がなされたことも、一般に「司法改革」と言われたことの内容であったとされて

いる<sup>(2)</sup>。しかしながら、「司法改革」についてのこの箇所には、ユダの司法制度の十分な説明がなされているとは言えない故に、誤った期待を抱かないようとの注意もなされている<sup>(3)</sup>。

それではこのことにも注意を払いながら、以下に、ヨシャファトの「司法改革」の詳細を見ていくことにしよう。

- (1) 『新共同訳 旧約聖書注解 I』日本基督教団出版局 (1996) 747-8ページ。
- (2) 『新共同訳 旧約聖書注解 I』日本基督教団出版局 (1996) 748ページ。
- (3) Selman, op. cit., p. 416.

## 第2款 碓の町の裁判所

彼はその地、すなわちユダのすべての砲の町に、それぞれの町の裁判官を立てた。(代下19:5)

さて、歴代誌の記事によると、ヨシャファトはユダのすべての砲の町に、それぞれの町の裁判官を任命し、彼らの責任を誠実に遂行するように命じた<sup>(1)</sup>。

まず、この裁判官と訳されている原語 **שׁפֵט** は、元々は「統治行為を実行する」という意味の動詞に由来する語である<sup>(2)</sup>。古代においては統治行為の中に行政的側面と司法的側面が未分化のまま混在し、それを統治者がその権限にある行為として実行してきたのである。ところが、時代も移り変わってくると、王自身が親しく裁判をする<sup>(3)</sup>という伝統的考え方を進めることが困難になり、王に代わって裁判すべき者たちの存在が要請されるようになる。かくして **שׁפֵט** は、裁判・司法という統治行為を王によって委ねられた者たちであった<sup>(4)</sup>。

ところで最近の研究によると、王の司法的権限は、ユダの軍事的機構・組織に限定され、地域的法廷である町の長老たちによる裁判には何等の影響も

及ぼさなかった<sup>(5)</sup>。すなわち、王から選任された「砦の町」の裁判官による裁判と、従来からの一般の「町の長老たち」による裁判とがこの時点で並行的制度として競合することになったという<sup>(6)</sup>。

一方 Albright は、砦の町々に置かれた裁判所の構成員について、聖書には明確な記述はないけれども、王から任命された裁判官<sup>(7)</sup>の他に、祭司やレビ人をも含む陣容で構成されていたと推測し、ただ聖書にそのような記述がないのは、歴代誌家が言及を故意に除外した可能性もあるといっている<sup>(8)</sup>が、むしろ、歴代誌家の関心が地方よりも中央のエルサレムにあったのだとする方が自然かも知れない。

ところで Wilson は、砦の町の裁判所が町の周辺で起こった事件のすべてを審理していたのか、それとも村の法廷から照会・問い合わせられた事件を審理していたのかは明らかでないとしながらも、聖書に他の下級裁判所に言及していないことから、砦の町の裁判所が第一審裁判所であったのはまず確実であるとしている<sup>(9)</sup>。しかしながら、上述のように、「砦の町」の裁判官による裁判と、従来からの一般の「町の長老たち」による裁判とが並存していたと考えるならば、双方の裁判所の間には上下関係はなく、ただどちらの裁判所もそこで審理し得ない重大事件については、エルサレムの裁判所に判断を仰ぐ、そのような司法制度・機構がヨシャファトによって形成されたものと思われる<sup>(10)</sup>。

次にヨシャファトは、任命した裁判官たちに、裁判官としての心得を次のように語っている<sup>(11)</sup>。

<sup>6</sup> 彼は裁判官に言った。「人のためではなく、主のために裁くのだから、自分が何をすべきか、よく考えなさい。裁きを下すとき、主があなたたちと共にいてくださるように。<sup>7</sup> 今、主への恐れがあなたたちにあるように。注意深く裁きなさい。わたしたちの神、主のもとには不正も偏見も収賄もない。(代下19:6~7)<sup>(12)</sup>

ここで問題となっているのは、「不正」、「偏見」、「収賄」である。「不正」

נָשַׁלְתָּה<sup>(13)</sup> とは、正しいことに反してなされる行為をいう。「偏見」 נָשָׁרָה は、「不公平・えこひいき」を意味する語で、そこから「人を偏り見る」という訳語も出てくる（口語訳、関根訳）。なおこの語 נָשָׁרָה は聖書の中ではここだけで使われている語のようである。「収賄」 מִקְחָה-מִקְחָה<sup>(14)</sup>（「賄賂」 מִקְחָה を「受け取ること」 מִקְחָה）は「まいないを取ること」（口語訳）「わいろを取ること」（新改訳、関根訳）とされている。つまり、訴訟の当事者・関係者から賄賂を受け取ってはならないのに、受け取ってしまうことによって、裁判に手心を加えることがあってはならないのに、手心を加えることになり、ひいては不正が起こってはならないのに、そこに不正が起こってしまうことになる。それらは正義を実現すべき裁判とは相容れないことであるから、裁判官たる者はこころして職務に当たるようにというのである。

ところで、ヨシャファトがここで裁判というものの理想、裁判官のあるべき姿を語っているのは、歴史的には後代の王政時代、司法の退廃・墮落の問題が預言者たちの主要な関心の一つとなっていた頃の時代精神・世相が反映していると考えられる<sup>(14)</sup>。

(1) 代下19：5～7. ところで、歴代誌に報告されているヨシャファトの「司法改革」について、古くはウェルハウゼン Wellhausen の『イスラエル史序論』 *Prolegomena zur Geschichte Israels* (1878) において、祭司とレビ人が果たした役割は時代錯誤的であり、ヨシャファト יהושעaphat<sup>(14)</sup> という名前自体が「ヤーウェは裁く」という意味を持つゆえに、王の名前との語呂合わせに基づく歴代誌家の創作であって、司法改革は非歴史的な出来事であったとされていた。しかるにその後、オールブライトは、先のウェルハウゼンやファイファー (R. H. Pfeiffer, *Introduction to the Old Testament*, 1941, p. 806) によって歴代誌家に与えられていた不当に低い評価に対して、考古学的証拠に基づいて反論し、ヨシャファトの「司法改革」の史実性を実証した (W. F. Albright, "The Judicial Reform of Jehoshaphat", *Alexander Marx Jubilee Volume*, JPS, 1950, p.61. )。

- (2) *TWOT*, p.947.
- (3) 王が裁判を担当するという思想は、聖書の随所に見られる。その数例を挙げるならば、①サム下8：15（ダビデ）、②サム下14：4～11（ダビデ）、③サム下15：2～6（アブサロム）、④王上3：9（ソロモン）、⑤王上3：16～28（ソロモン）⑥王上7：7（ソロモン）などである。
- (4) ところでここに「裁判官」と訳された語は、新共同訳聖書の別の箇所では、次のような多様な訳語となっている。これを見ていくならば、原語 **שֻׁדָּךְ** の持つ本来の意味深さである行政的側面と司法的側面とが明らかになる。すなわちまず行政的側面としては、「治める者」（イザ40：23；アモ2：3；ミカ4：14）「指導者」（ダニ9：12）「支配者」（詩141：6；148：11）「支配する者」（ホセ7：7）など。「士師」（士師2：16ff.；ルツ1：1；サム下7：11；王下23：22；代上17：6，10）は、行政的側面と司法的側面の中間に位置付けて良いかも知れない。また司法的側面としては、「裁判官」（代上23：4；26：29；代下1：2；エズ10：14；ヨブ9：24；12：17；ミカ7：3；ゼファ3：3）「裁判人」（出2：14；民25：5；申1：16；16：18；17：9，12；19：17f.；21：2；25：2；ヨシュ8：33；23：2；24：1）「裁きを行う人」（箴8：16）「裁きを行う者」（サム上8：1；イザ1：26；3：2）「裁き人」（サム下15：4）「裁き手」（詩94：2）「審判者」（士師11：27）など様々に訳されている。
- (5) Selman, op. cit., p. 418. ベッカーはこの点について、ヨシャファトの行政処置は、「防備を固めた町」＝「砦の町」に限られ、裁判官は国家の軍事政策に関わる領域で司法上の権限行使したと言っている（H. J. ベッカー著・鈴木佳秀訳『古代オリエントの法と社会：旧約聖書とハムラピ法典』ヨルダン社（1989）62-63ページ）。
- (6) Macholz, Georg Christian, 'Zur Geschichte der Justizorganisation in Juda,' *ZAW (Zeitschrift für die alttestamentliche Wissenschaft)* 84, 1972, s.327.
- (7) 裁判官は、傑出した平信徒であった（Albright, "op. cit.", p.76.）。
- (8) Albright, op. cit. p.76.
- (9) Wilson, Robert R., 'Israel's Judicial System in the Pre-exilic Period,'

*JQR (Jewish Quarterly Review)* 74, 1983, p.244.

- (10) エルサレムの裁判所は、「砦の町」の裁判所からのみならず、「町の門」の裁判官である町の長老たちから、審理に窮した諸問題について、審理することが期待された（代下19：10参照）。Selman も、エルサレムの裁判所は、たぶん困難なケースの照会のために設けられた、地方裁判所の補助であったと述べている（Selman, op. cit., p. 419.）。
- (11) ヨシャファトは、9節でも任命した裁判官たちに、服務規定とも言うべき心得を申し渡している。
- (12) ここで述べられている裁判官としての心得は、申命記16：18～20参照。その他、裁判に関する警告は、出23：1～3、出23：6～8、レビ19：15、申1：16～17、等に見られる。
- (13) TWOT. p. 653.
- (14) 例えば、イザ1：21～26；アモ5：12；ミカ3：11，7：3などにおいて警告せざるをえなかったのは、それだけ現実に司法の墮落があったからである。

### 第3款 エルサレム上級裁判所

<sup>8</sup> ヨシャファトは、エルサレムにおいても、主の裁きと紛争の解決のために、數名のレビ人、祭司、イスラエルの氏族の長を任命した。こうして彼らはエルサレムに帰った。<sup>9</sup> ヨシャファトは彼らにこう命じた。「主を畏れ敬い、忠実に、全き心をもって務めを果たせ。<sup>10</sup> あなたたちの兄弟が自分の住んでいる町からあなたたちに訴え出るときはいつでも、それが傷害事件であれ、律法、戒め、規定、掟に関する問題であれ、彼らが主に罪を犯して、怒りがあなたたちと兄弟たちの上に降りかかることのないように、彼らを戒めなさい。このように行えば、あなたたちが罪を犯すことはない。<sup>11</sup> 主に関する事柄についてはすべて、祭司長アマルヤがあなたたちの上に立って責任を負い、王に関する事柄についてはすべて、ユダの家の指導者イシュマエルの子ゼバドヤが責任を負う。レビ人が書記としてあなたたちの補佐をする。勇気をもって行え。主が善を行う者と共にいてくださる

ように。」(代下19:8~11)

ヨシャファトは、「主の裁き」**מִשְׁפָּט יְהוָה** と「紛争」**בִּנְגָד** を解決するという目的のため、レビ人、祭司、イスラエルの氏族の長をエルサレムにおいても任命した。

最初の「レビ人」については、明らかに法的な決定をすることに直接参与しないで、ただ法廷の書記 **שְׁלֵמָה** として務めたとされている<sup>(1)</sup>。それにしても、ここでヨシャファトが「祭司」と共に「レビ人」を司法制度の中に位置づけて任命したことを、Albright はヨシャファトの「司法改革」において意義のあることだとしている<sup>(2)</sup>。

次の、聖職者である「祭司」が裁判官として任命されたことは、専ら「主に関する事柄」を審理するためであった<sup>(3)</sup>。すなわち、Macholz によれば「主に関する事柄」というのは、ふつうの証拠物件とりわけ証言に基づく解説が不可能である場合、また「宗教上の法発見」が宣誓、神明裁判、さらにはくじによって行われた場合をいうが、そのような場合・ケースに判決を下すためには一定の専門的な方法を必要とする。その知識と利用は祭司の職業上の知識の一部であるために祭司がエルサレムの上級裁判所の裁判官団に加わったし、祭司長が裁判長を務めることも明らかであるとしている<sup>(4)</sup>。

なお、8節後半の「こうして彼らはエルサレムに帰った」は、文脈から外れるもので、各種の読み方が提案されている<sup>(5)</sup>。

ところで、このエルサレムの上級裁判所はどのような裁判管轄であったのかという問題について、Wilson は、エルサレムの裁判所は、要塞化された町の裁判官によって照会された事件だけを考えたのであって、通常の個人のための上訴裁判所ではなかったとしている<sup>(6)</sup>が、Macholz は、エルサレムの裁判所は、主の裁きと紛争に対して実質的に管轄権限があり、エルサレムの住民にとっては第1審裁判所であるが、地方の裁判所から送達されたケースに管轄権限があるとしている<sup>(7)</sup>。筆者も、Macholz の見解を妥当と考える。すなわち、ヨシャファトの意図した司法改革によるエルサレムの裁判所の位

置付けは、上述のように<sup>(8)</sup>「砦の町」の裁判官のみならず「町の門の長老たち」からの審理し得ない重大事件についての問い合わせに、判断を下すことがその使命とされた。<sup>(9)</sup>

照会される事件の例として、新共同訳聖書では、「傷害事件 **בִּנְגָדָם לְנָסָת**<sup>(10)</sup>、律法 **מֹתָרָה**、戒め **צְדָקָה**、規定 **מְשָׁרֶט**、掟 **מְשֻׁבֶּת** に関する問題」が挙げられている。

また、このエルサレムに設置された上級裁判所の構造・性格について、Albright は、次のように言っている。すなわち、一般には、宗教的事件と民事事件とを解決するための異なった法廷がエルサレムで設立されたと考えられていた<sup>(11)</sup>が、原文にはその種のことは何も言っていない。原文が言っていること、我々がそこから学ぶことは、エルサレムの法廷において勤務するために指名された裁判官には、レビ人、祭司、並びに傑出した平信徒が含まれており、彼らは双方の種類の事件を裁いた。裁判のために上がってくるケースにおいて、民事事件・宗教的事件の範囲が高い割合で重複するのは当然だからであるという<sup>(12)</sup>。Wilson も、これらの裁判官の任命の説明は、両者は明らかに同じ法廷で取り扱われるのだけれども、聖なる律法と世俗の律法との間の区別を暗示するように思われると同じ趣旨のことを言っている<sup>(13)</sup>。ところで、エルサレムの法廷に上がってくるのは、下級審からの上告というのではなく、ヤハウェに関する事柄と王に関する事柄という特定の領域の審理が諸都市の司法機関からエルサレムの司法機関に移送され、補助機関として導入されたエルサレムの裁判官に判断を委ねたが、最終的な裁判手続の責務は地域共同体の裁判権に留め置かれたとのベッカーの見解は<sup>(14)</sup>、採用することが出来ない。私見によれば、「砦の町」の裁判官や「町の門の長老たち」で構成される地域の裁判所では審理し得ない難しい問題・領域の事件については、エルサレムの裁判所に移送した。事件によっては、地域の裁判所の判断に納得できず、さらに公正な審理と判断を求めて上告した場合があったかも知れない。それゆえ、上告のケースと移送のケースとがあり、最終的な判断の責任はエルサレムの上級裁判所が負ったと考える<sup>(15)</sup>。

ヨシャファトは、上級裁判所の裁判官団に、二人の裁判長を任命した。祭司長 **כָּנָן הַרְאָמָן** のアマルヤが宗教的事柄=主に関する事柄を統括する裁判長として、一方、ユダの家の指導者 **הָנִגִּיד לְבֵית־יְהוָה** イシュマエルの子ゼバドヤが民事事件=王に関する事柄 **דְּבָרֶת־הַמֶּלֶךְ**<sup>(16)</sup> を統括する裁判長と定められた。

「主に関する事柄」については前述したが、「王に関する事柄」というのは、Macholz によれば、律法、戒め・命令、規定・定め、掟が問題であり、規定の抵触のケースと、価値の平衡を図る問題、あるいは伝承された法規則の中に包含されていないケースが扱われているという。当初は王自身によって行われた法発見のケースであったが、今やヨシャファトを通じてエルサレムの裁判官団に移送されることになったものである<sup>(17)</sup>。

なお、11節の「勇気をもって行え」という言葉は、通常大きな出来事と関連して用いられており、それは取りも直さず、改革の重要さを示している<sup>(18)</sup>とされる<sup>(19)</sup>。

(1) 代下19：11. Wilson, op. cit., p.245. なお、ダビデの時代には、レビ人も裁判官になったことが伝えられている（代上26：29）（Selman, op. cit., p. 417.）。

(2) Albright,,op.cit., p.76.

(3) 「ヤハウェに関する事柄」は、常々祭司によって実施されていた神判の手続きが意味されている（ベッカー『前掲書』64ページ）。

(4) Macholz, op.cit., p.326.

(5) Williamson, op. cit., p. 290. Selman, op. cit., p. 419. など参照。それらによると、「彼らはエルサレムに居住した。」（口語訳）'They had their seat at Jerusarem' (RSV) あるいは「ヤハヴェの公平とエルサレムの住民の間の争い事のために裁判官として立てた。」（関根訳）'In Jerusalem Jehoshaphat appointed some of the Levites and priests and some heads of families by paternal descent in Israel to arbitrate in lawsuits among the inhabitants of the city' (NEB)

(6) Wilson, op.cit. p.245.

- (7) Macholz, op.cit. p.325.
- (8) 前款（注10）参照。
- (9) ベッカーも「ヨシャファトによって任命された一群のエルサレムの裁判官たちは、こうした係争事例について地域共同体での裁判を補佐すべく公的に任官されたと見るべきである。地域共同体の自立した権限に手が付けられた訳ではない。ただ、「流血事件」については、エルサレムの裁判官たちの手に委ねられることになっている。すなわち、エルサレムの王による地域の司法機関への決定的な介入という事実がここから判明する。なぜなら、エルサレムの裁判官たちに与えられた新たな権限が、重犯罪を裁くために定められているからである」と述べている（ベッカー『前掲書』64ページ）。
- (10) この「傷害事件」と訳されている語は、口語訳では「血を流したこと」、新改訳では「流血事件」、関根訳では「血を血で争うこと」とされているもので、文字通りには「血と血の間」と訳せる語である。**ם** は「血」を意味する。なお新共同訳聖書で「傷害事件」という訳語がもう一箇所見られるのは申21：5であるが、こちらの方は、喧嘩・争いの時の「殴打」を意味する という語が用いられている。ところで、なぜ「流血事件」が含まれたのかは、明らかでない。おそらく、死刑に該当する事件の全てが問い合わせられた（Macholz, op.cit., S. 327）か、あるいは、より具体的な問題が討論を引き起こした（Selman, op. cit., p. 420.）。
- (11) 例えば、ISBE, New ed., Vol. 2, p. 979.
- (12) Albright, op.cit. p.76. ところで、Albright や Wilson のように、エルサレムの上級裁判所は、当該の問題に従って、その構成に制度上の影響を与えることなく、ただ統括する裁判長だけが交代したとの考観方に対して、そうかも知れないし、実際に二つの部門に分けられていたかも知れないし、真相は明らかでないとの見方もある（Sara Japhet, *I & II Chronicles*, SCM Press, 1993, p. 776.）。
- (13) Wilson, op. cit., p.245.
- (14) ベッカー『前掲書』63-64ページ。
- (15) 難しいケースを扱うために、法廷を設定することの主要な目的は、罪を被らな

いたために、また神の怒りを避けるためであるという (Selman, op. cit., p. 420.)。

- (16) Macholz, op.cit., p.325. Wilson, op.cit., p.245.
- (17) Macholz, op.cit., p.327.
- (18) ヨシュ1:6~7; 代上22:13; 28:20; 代下32:7.
- (19) Selman, op. cit., p. 420.

#### 第4章 おわりに

ヨシャファトは、南王国ユダの第4代の王として、35歳で父アサの後を受け継ぎ、25年間統治した。やがて、そのヨシャファトも眠りにつき、ダビデの町に葬られ、その子ヨラムが代わって王となった (王上22:51)。

ヨシャファトの25年間の統治期間中の業績については、前章までに見てきたように、対外的にも国内的にも非常に優れたものを残したと言える。とりわけ対外的には長年の北王国イスラエルとの敵対関係に終止符を打ち、積極的な平和主義政策に転換したことが特筆される。しかしながら、この点については、北王国イスラエルに蔓延していた異教の礼拝を南王国ユダに導入するきっかけを作ることにもなり、功罪相半ばしたと言えるかも知れない。さらに国内的には、積極的な人材登用による民の教化政策の推進と、裁判制度の国家権力による統一化を図ったことをその功績として挙げることが出来るだろう。

とりわけ、最後の《ヨシャファトの》「司法改革」と言われている事象については、かねてから聖書の中の「裁判」に関心を寄せてきた筆者にとって、興味のある対象であったが、ヨシャファト シヤフ・ハ・ヤー イ という名前自体が יהה 「ヤーウェが」 יִשְׁפֹּע 「裁く」という意味を含み持つゆえに、司法改革はヨシャファトの名前との語呂合わせに基づく歴代誌家の創作であって、非歴史的な出来事であったとされていた<sup>(1)</sup>。しかるに、Albright の論文その他を読み、ヨシャファトの「司法改革」を検討していくと、非歴史的な出来事どころか、実際に「司法改革」がなされた可能性は高いと思えるようになった。

「裁判」は神に属すること・主がなさること<sup>(2)</sup>という思想は、実は旧約聖

書を貫く根本思想であって、それは裁判官が誰になろうと変わらないものである。ヨシャファトが裁判官たちに職務を進める上での心得を忠告しているのは<sup>(3)</sup>、その根本思想を伝授するために他ならなかつたのではないか。

それとともに、古代イスラエルにおいて、そもそもあらゆる世俗の民事法は神によって与えられた律法に基づいており、それに対する違反は究極的には神に対する不服従を意味し、その場合には神の側からの制裁を覚悟しなければならない。そうならないように注意しなければならないが、もし律法に違反する行為を犯した場合には、神意に従つた裁きを行う裁判官に委ねなさい。もし地方で裁ききれない問題であっても、エルサレムの裁判所が最終的な決着をつけるというのが、代下19：10に示されたヨシャファトの意図であったように思われる。

とはいえ、ヨシャファトの「司法改革」自体の史料も限られており、本稿においても、十分な検討がなされたとは言い難い。今後も聖書に示された「裁判」をはじめ「律法」に関わる記事を検討しながら、少しでも旧約聖書時代の「社会」の解明に努めたい。

(1) 第3章の注(3) 参照。

(2) 申1：17.

(3) 代下19：6.